

佐賀県告示第百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年四月三十日から平成二十二年五月三十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月三十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	後 変 更 前 の 別
県道 池原古湯線	佐賀市富士町大字古湯字五 本松二二〇二番四地先から 佐賀市富士町大字古湯字本 村九一四番一地先まで	後 一 二 ・ 四
	佐賀市富士町大字古湯字五 本松二二〇二番四地先から 佐賀市富士町大字古湯字本 村九一四番一地先まで	前 一 〇 ・ 五 七 ・ 三
		幅員 メートル
		延長 メートル